

令和6年度知財金融事業

(中小企業の知財活用及び金融機能活用による企業価値向上支援事業)

背景

競争力の源泉としての知財・無形資産の重要性が高まっており、自社の保有する知財・無形資産を投資家向けに分かりやすく開示し、企業価値を向上させるという動きが近年大企業を中心に拡大している。国としてもコーポレートガバナンスコードに明記し後押ししている

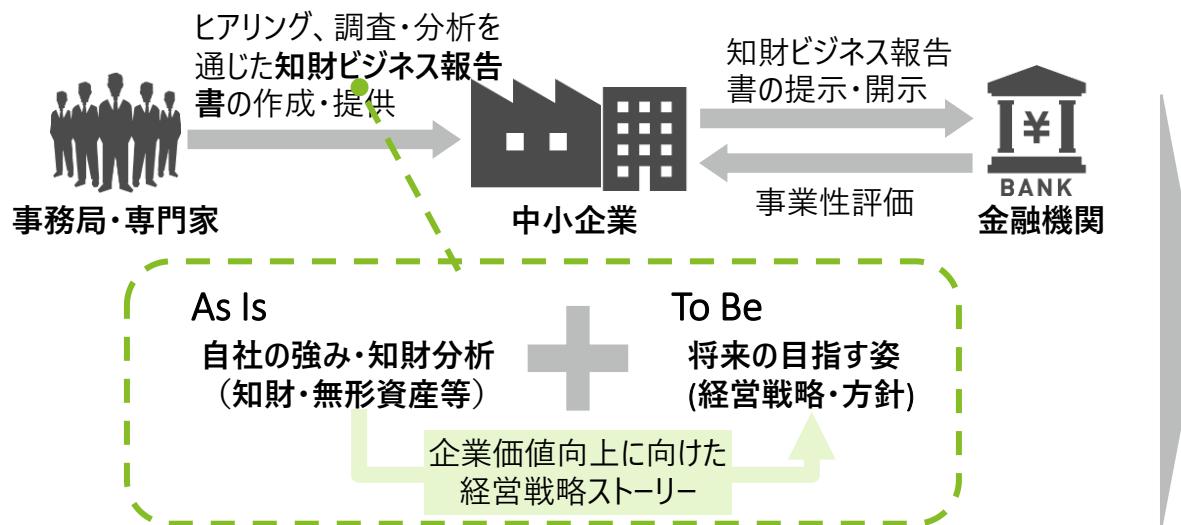
課題

保有する経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）が限られている中、多くの中小企業が自力で企業戦略を構築・開示するには至っていない。また、金融機関としても非財務情報の評価の必要性を感じているが、中小企業の資金調達に必ずしも結びついていない状況

目的

中小企業が持つ知財・無形資産の事業性価値を考慮して金融機関が適切に評価し、その評価を基に資金調達等が図られるような仕組み作りが行われること

令和6年度本事業のスキーム・実施内容



知財を保有する中小企業（約50社を公募にて募る予定）の知財ビジネス報告書の作成および金融機関による評価を行い、中小企業・金融機関に納品する

本事業が目指す仕組み



令和6年度知財金融事業

(中小企業の知財活用及び金融機能活用による企業価値向上支援事業)

金融機関様からの応募について

本事業のメリット



知財ビジネス報告書を作成することで、取引先企業の知財と事業との関係性等につき理解を深めることができ、融資など今後の取引先企業の支援方針の検討に用いることができます

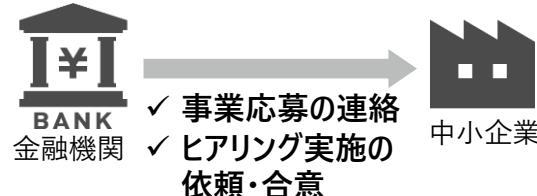


知財ビジネス報告書の作成に費用は掛かりません



弁理士等が作成した知財ビジネス報告書が納品されるため、今後自行で知財の観点を含む事業性評価を行う際の参考とすることができます

金融機関様が事業に向けて実施すること



- 本事業では中小企業様へのヒアリングを中心に知財ビジネス報告書を作成するため、応募時に中小企業様にヒアリング協力に合意していただいている必要があります



- 金融機関様にも上記ヒアリングに同席いただくことがあります
- 事務局より納品された知財ビジネス報告書の内容に基づく事業性を評価し、評価内容を事務局に提出していただく必要があります

令和6年度知財金融事業

(中小企業の知財活用及び金融機能活用による企業価値向上支援事業)

中小企業様からの応募について

本事業のメリット



知財ビジネス報告書を作成することで、自社の知財の棚卸ができる、今後の事業方針の検討に用いることができます



知財ビジネス報告書の作成に費用は掛かりません



知財ビジネス報告書を基にしたコミュニケーションを取ることで、金融機関や取引先、潜在的な連携先との関係性の強化に繋がります

中小企業様が事業に向けて実施すること



中小企業



BANK

- ✓ 事業応募の連絡
- ✓ 知財ビジネス報告書の評価の合意

- 本事業では作成した知財ビジネス報告書をもとに金融機関様に事業性を評価していただくため、応募時に金融機関様に事業性評価につき合意していただいている必要があります



中小企業



専門家・
事務局

- ✓ ヒアリングの実施

- 知財ビジネス報告書の作成において、弁理士などの専門家・事務局が中小企業様へヒアリングを行いますので、ヒアリングにご協力ください

令和6年度知財金融事業

(中小企業の知財活用及び金融機能活用による企業価値向上支援事業)

全体スケジュール（予定）



選定後の流れ



- 選定された金融機関・企業には事務局より通知を行います
- 知財ビジネス報告書の作成を支援する専門家を事務局が選定します
- 専門家・事務局が当該企業、または金融機関にヒアリングを行います
- 複数回実施します
- ヒアリング内容を基に当該企業の知財に関する調査・分析を行います
- 事務局から金融機関へ評価方法を説明し、金融機関に知財ビジネス報告書の内容に基づく評価をしていただきます
- 作成した知財ビジネス報告書を金融機関からの評価結果と共に利用者（金融機関・当該企業）へ納品します

Appendix

報告書作成にあたっての昨年度との違い

		報告書	報告書作成に向けて利用者が実施すること
昨年度まで	知財ビジネス評価書	<p>中小企業が保有している知的財産（技術、ノウハウなど）の強み・競争力を深く理解することを目的とした報告書 (= As Isの分析に主眼を置いた報告書)</p>	<ul style="list-style-type: none">✓ ひな形・手引きを活用した知財ビジネス評価書（基礎項目編）の作成✓ 知財専門家への報告書の作成依頼・とりまとめ✓ （金融機関）知財専門家と共に報告書作成対象の中小企業へのヒアリング✓ （中小企業）知財専門家や金融機関によるインタビューへの対応
今年度	知財ビジネス報告書	<p>As Isだけではなく、将来像を見据えた企業価値向上に向けた経営戦略ストーリー（To Be）も取りまとめた報告書</p> <p>※報告書の作成主体は支援対象企業</p>	<ul style="list-style-type: none">✓ （金融機関）知財専門家と共に報告書作成対象の中小企業へのヒアリング同席（※）✓ （金融機関）報告書の内容に基づく事業性評価✓ （中小企業）知財専門家や金融機関によるヒアリングへの対応 <p>利用者の負担軽減のため、</p> <ul style="list-style-type: none">・知財ビジネス評価書（基礎項目編）の作成は不要・知財専門家への依頼や、知財専門家が作成した報告書のとりまとめは事務局が支援

※ヒアリングは参加必須ではございませんが、積極的に参加いただける金融機関のご応募を優先的に採択いたします

Appendix

参考事例

● 地方銀行による知的財産融資の事例

銀行名	改訂内容
 北洋銀行 (北海道)	<ul style="list-style-type: none">2015年より「ほくよう知的財産権活用融資」の取り扱いを開始、第1号案件として株式会社東宏の保有するトンネル工事関連特許を評価し1億円を無担保融資2021年11月、道内中小企業の知的財産活用による新事業や新商品開発の支援を目的とし開放特許を有する大企業・研究機関と道内中小企業との個別商談会兼相談会を開催
 七十七銀行 (宮城県)	<ul style="list-style-type: none">2022年12月、東北電子産業株式会社の極微弱光計測装置などの特許・ノウハウについて知財価値評価書を作成、同行初の知財融資を実施（金額非公開）
 千葉銀行	<ul style="list-style-type: none">2014年6月、「ちばぎん知財活用融資」の第1号案件として、三立機械工業株式会社の保有する電線から銅を回収する技術の特許について企業特許レポートを作成、10百万円の融資を実行
 八十二銀行 (長野県)	<ul style="list-style-type: none">2018年4月、精密機械製造の株式会社ミヤザワの保有する食品関連の精密機器の知的財産権について知財ビジネス評価書を活用した3億円の融資を実施2018年11月、日本弁理士会より「知的財産活用支援奨励賞（金融サポート部門）」を受賞
 十六銀行 (岐阜県)	<ul style="list-style-type: none">2021年4月、日本弁理士会東海会と以下の業務について連携協定を締結<ul style="list-style-type: none">①顧客からの知的財産に関する相談対応②顧客に対する知的財産評価レポートの作成③顧客向け知的財産セミナーの開催④行員向けの知的財産に関する相談・セミナーの開催
 山口銀行	<ul style="list-style-type: none">2015年3月、「やまぎん知財評価融資制度」の取り扱いを開始。第1号案件として株式会社ジオパワーシステムの地中熱空調システム特許を評価し30百万円の融資を実施知的財産の活用指導、活用仲介、人材育成などの取組が評価され、2018年11月、山口ファイナンシャルグループとして第5回知的財産活用表彰知的財産活用支援大賞を受賞（日本弁理士会主催、経済産業省、特許庁後援）

出所：各行プレスリリース